

教総 ―― 2038
令和3年1月20日

各市町村教育委員会教育長
県立学校長 様
県内私立高等学校長

秋田県教育委員会教育長
(公印省略)

学校における教育活動について（通知）

県内の学校には、新型コロナウイルス感染症に対し最大限の感染防止対策を行いながら教育活動に取り組むよう、これまでお願いしてきたところです。

こうした中、県内では、週あたりの新規感染者数が増加し、病院でもクラスターが確認されるなど、感染が急速に拡大していることから、令和3年1月18日に開催された第16回秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県の感染警戒レベルが引き上げられ、緊急事態宣言が出された11都府県及び感染者が多い地域との往来は、真にやむを得ない場合を除き自粛することのほか、家庭内感染も念頭に置いたマスク着用やこまめな手洗いなど基本的な感染対策をこれまで以上に徹底すること等を強く注意喚起していくことになりました。

これを踏まえ、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」の『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』に示された「地域の感染レベル」について、県健康福祉部及び医師会からの意見を参考に、本県はこれまでの「レベル1」を「レベル2」に引き上げて対応していく必要があるものと判断したところです。

つきましては、これらの基準、県の通知等を踏まえた感染症対策を講じながら、警戒を怠ることなく教育活動を実施していただくようお願いします。

また、感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやSNSでの誹謗中傷は人権侵害にあたり、厳に戒められるべきものであることを改めて認識し、それらの防止にも確実に取り組んでいただくようお願いします。

担当

秋田県教育庁総務課

総務・私学班 山内

TEL 018-860-5111